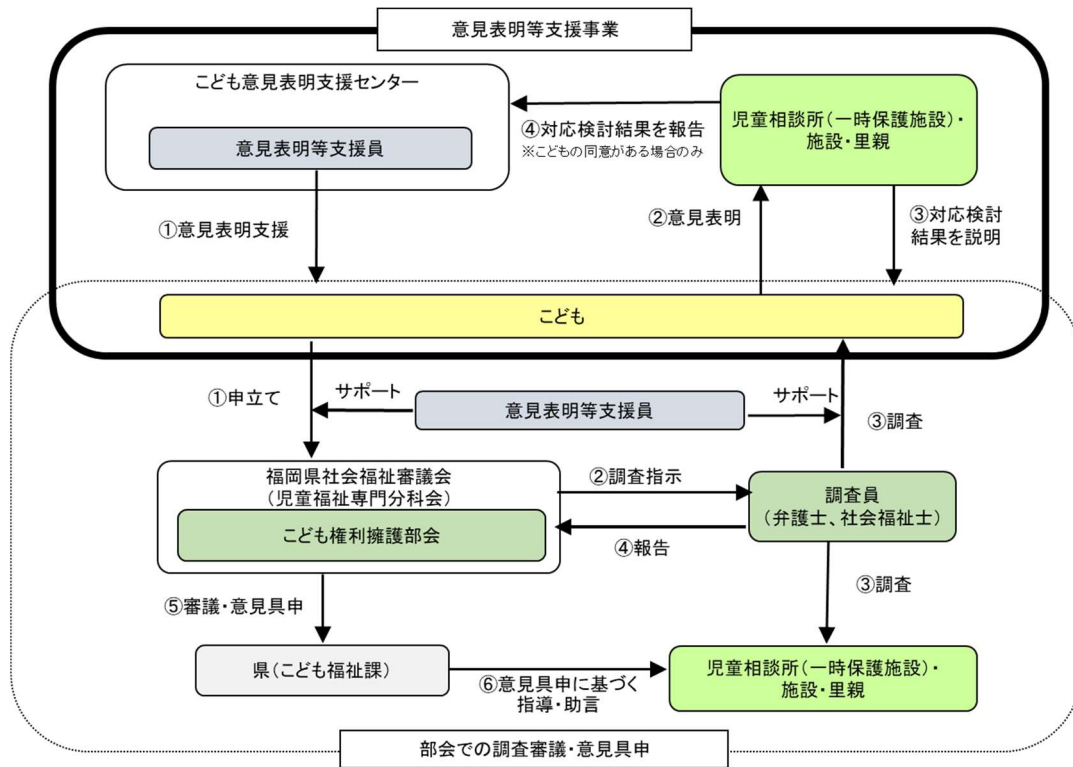


令和7年度こどもの意見表明等支援事業の実績報告について

一時保護施設や児童養護施設等に入所するこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、こどもの意見の形成・表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進を図るため、令和6年4月から、NPO 法人福岡県子どもアドボカシーセンターに「福岡県こども意見表明支援センター運営業務」を委託し、事業を実施した。

【意見表明等支援事業のフロー図】



1 こどもから意見を聴取する「こども意見表明等支援員」の養成

こどもの意見表明を支援するこども意見表明等支援員を養成するため、以下の講座及び実習を実施。

- (1) 基礎講座
こどもの権利の内容や意見表明等支援の必要性に対する理解、派遣先となる関係機関の役割 など
- (2) 専門講座
意見表明等支援の実践に役立つ知識やスキル、意見表明が難しいこどもへの対応 など
- (3) 実習

専門講座を修了した方を対象に一時保護施設において意見表明等支援の実地演習

年度	基礎		専門		登録
	申込	修了	申込	修了	
R5	463	213	108	99	94
R6	188	65	31	27	27
R7	165	67	36	28	28
合計	816	345	175	154	149

2 こどもの意見表明等支援の実施状況

(1) 実施状況

令和6年度

時期	実施内容
4月～5月	・活動マニュアル、注意事項、活動報告システム、秘密保持に関する規定等の整備 ・スーパーバイザーの同行支援、定期的なスーパービジョン等による支援員への支援体制等の整備
6月～	一時保護施設へ派遣開始
8月～	施設長に対する制度導入にあたっての事前説明
	・運用方法等の説明及び意見交換等の調整 ・施設の受入態勢整備（リクエストボックスの設置、制度担当職員の設置、こどもとの面接室の確保等）
10月～	児童説明会（児童養護施設）
11月～	職員説明会（児童養護施設）
12月～	児童養護施設へ派遣開始
1月	職員説明会、児童説明会（ファミリーホーム） ファミリーホームへ派遣開始
	職員説明会（児童自立支援施設）

令和7年度

時期	実施内容
5月	・児童自立支援施設へ派遣開始
7月	・児童養護施設職員向け説明会（若葉荘）
9月～1月	・施設長等協議（児童心理治療施設）9/18・12/17・1/15 計3回
10月	・京築児相と導入協議 ・11月～京築児相へ派遣開始
1月～2月	・里親導入に向けての里親支援センター説明会（第1回・第2回）
2月	・児童養護施設職員向け説明会（白梅学園） ・児童養護施設こども向け説明会（若葉荘・久留米天使園・嘉麻学園・報恩母の家男児）
3月	・里親向け説明会（第1～5回） ・児童養護施設職員向け説明会（嘉麻学園・久留米天使園・ひばりが丘学園） ・児童養護施設こども向け説明会（報恩母の家女児・田川湯山荘・誠慈学園・白梅学園・ひばりが丘学園・清心慈愛園・甘木山学園・古処学園）

(2) 年度末時点の導入状況

導入時期	施設種別	施設数	派遣回数	交流件数	平均交流数
R6. 6	一時保護施設	6	257	1, 393	5. 42
R6. 12	児童養護施設	11	122	1, 155	9. 47
R7. 1	ファミリーホーム	14	59	123	2. 08
R8. 5	児童自立支援施設	1	5	42	8. 40
合 計			443	2, 713	6. 34

(3) 面接件数

施設種別	小学生未満	小学生	中学生	高校生年代	その他（措置延長者等）	合計
一時保護施設	97	490	562	209	35	1, 393
児童養護施設	270	622	151	106	6	1, 155
ファミリーホーム	21	47	31	20	4	123
児童自立支援施設	0	0	39	0	3	42
合 計	388	1, 159	783	335	48	2, 713

(4) 意見表明の対象別・施設種別・意見表明件数/面接件数

種別	意見の表明先			計	意見表明/面接件数
	児童相談所	施設	審議機関		
一時保護施設	75	24	2	101	7. 3% (101/1, 393)
児童養護施設	19	31	1	51	4. 4% (51/1, 155)
ファミリーホーム	4	2	0	6	4. 9% (6/123)
児童自立支援施設	1	3	1	5	11. 9% (5/42)
合計	99	60	4	163	6. 0% (163/2, 713)

(5) 意見表明の施設種別・類型別件数

施設種別	施設の生活への要望・不満	他児童とのトラブル	児童相談所職員の対応	児童相談所の処遇への不安・不満	家族のこと	心身の不調等	その他	被措置児童虐待疑い	意見表明件数(合計)
一時保護施設	37	3	10	39	3	4	5	0	101
児童養護施設	16	7	6	11	4	2	5	0	51
ファミリーホーム	2	0	1	1	2	0	0	0	6
児童自立支援施設	3	0	0	2	0	0	0	0	5
合計	58	10	17	53	9	6	10	0	163
割合	35. 6%	6. 1%	10. 4%	32. 5%	5. 5%	3. 7%	6. 1%	0. 0%	100. 0%

【参考】意見表明の例

分類	意見表明	対応
施設の生活への要望・不満	ゲーム機の購入についての希望を表明。「ゲーム機が欲しい。月に2・3回来てくれるママに直接言う。」	本人の希望で担当が同席し、きちんと伝えられた。担当同席のもと意見を伝えることができ、本人の安心につながった。
	「前に使っていた水絵具がなくなったので、5月の始めの行事のときに買いたい。」	担当者を通じてA先生へ伝達。次回、本人にフィードバック結果確認。「水塗り絵を買ってもらえた。2つも買ってもらった」と聞く。
他児童とのトラブル	「自分が無実なのに責められて嫌な思いをした」「自分が守っているルールを他の子にも徹底してほしい（録画消去ルール）」という意見を形成・表明。	アドボケイトの説明後に、生活面の会話の中から意見表明につながった。伝えたいことを一つ一つ確認しメモし、確認書に整理。自分で伝えることを選択し、課長にアドボケイト同席の下で自分の言葉で伝え、すぐに回答をもらい満足していた。本人評価は「自分では言いづらいので良かった」。
	「年下の子に被害者扱いされ自分が悪者になる。話を聞いてほしい（注意でなく）」と表明。	ADVがアシストし、施設職員に傾聴の場を設ける形で表明した。
児童相談所職員の対応	「ここから学校に通いたいとCWに話したけど、無理と言われた」と教えてくれた。」	「ダメな理由を聞く権利がある」と気づき、自ら行動。セルフアドボカシーに発展した。
児童相談所の処遇への不安・不満	①個室からいつ出れるのか、②家族にいつ会えるのか知りたい・帰りたい。	アドボケイトと一緒に職員に伝える形（同席支援）。文章に書ききれなかった気持ちをアドボケイトが補足。面談中に家族を思い泣く場面もあった。
	家に帰れない旨を伝えられてショックだったと話した。やっぱり家に帰りたい。	2度表明したが変わらないとのことで本人が受け入れた。自分の気持ちをCWへ伝えた。書き込んだ紙を後押しに、本人自ら気持ちを伝える形（セルフアドボカシー）となった。
家族のこと	「姉妹に会いたい・家族の問題への想い」を表明	過去に福岡児相でリクエストカードは「なし」で、興味のない様子だったが、初めてアドボケイトに心の内を語り、意見表明につながった。数か月間思いを発することができずずっと我慢していたと推測される。姉や妹に対する強い想いを語り、それを意見表明へつなげた。これまでの処遇で児相に対して否定的な感情がある。ホワイトボードに伝えたいことを全部書き出し、整理した上で伝えること確認書に記入。
その他	「どう伝えていいかわからない」と言いながらも、アドボケイトとの会話の中で「ケースワーカーを変えてほし	臨機応変な対人関係が苦手で自分のペース・やり方を優先させたい傾向があり、想定外のことへの抵抗感が強い可

	い」という意見を明確に表明できた。	能性がある。 近親者との関係が噛み合わず孤立している様子。「これまで自分の言っていることを誰からも理解してもらったことがない」という旨を語った。 毎週1回決まった時間に来るアドボケイトとの関わりが習慣になり、俯きがちな子どもが意見を言えることで表情がすっかり変わった。意見表明後、すっきりした表情で前を向いていた。
--	-------------------	---

3 課題と今後の対応

(1) 随時派遣未実施の施設等への導入準備

課題：里親と児童心理治療施設にアドボケイトが定期訪問を行うことができていない。

対応：R7 度里親説明会で R8 年度から「里親」へ定期訪問を行うことを説明済。

氏名、住所、電話、メールアドレスの提供をアドボカシーセンターにいただいたため、随時実施していく。

R7 年度に「児童心理治療施設」への定期訪問について、施設とセンター、こども福祉課で話し合いの場を3度もち、疑問や課題を共有。

R8. 4 月に心理治療施設の入所児童より、こどもの権利ノートに添付のはがきにこどもの意見が書かれ、当課に届いたため、5 月に支援員の派遣を実施。

今後、定期訪問が必要であることを施設へ改めて説明しており、アドボカシーセンターと連絡を取り、具体的な流れを検討・実施していただくよう依頼している。経過を随時確認し、随時派遣に繋げる。(※こどもの権利ノートは上記施設へ配布済。)

(2) 対象者へのアプローチ

(課題) 特に中高生は、部活やアルバイト等で訪問時に会うことが難しい。

(対応) こどもの実態に合わせ、オンライン (LINE やメール等) を活用した支援を行う。

(3) 継続支援の体制

(課題) 意見表明の結果に対するフォローアップの方法が施設や一時保護所によって異なるが、意見表明後の児童の状況について、個人情報保護の観点からどこまで話をしてよいのか、児相や施設の職員が悩むことがあり、当課に問い合わせが寄せられることがある。

(対応) 意見表明の結果に対するフォローアップの方法について、アドボカシーセンターと児童相談所・施設で調整を行う。